

令和5年 第11回

# 農業委員会総会議事録

令和5年11月20日(月) 開催

多摩市農業委員会

令和5年11月20日(月)午後2時、市役所 西第6会議室で、令和5年第11回多摩市農業委員会総会が開催された。

参加委員は次のとおりであった。

1 番 小島豊 委員	2 番 萩原重治 委員	3 番 伊藤忠男 委員
8 番 増田保治委員	6 番 武内好恵 委員	7 番 柚木実 委員
12 番 太田盛久 委員	10 番 新倉隆 委員	11 番 須藤忠志 委員
15 番 増田実生 委員	13 番 熊野美幸 委員	14 番 青木幸子 委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也、農地係長 沖迫達矢、書記 小形達也

午後2時に総会を開会した。

事務局長(渡邊) 定刻となりましたので、只今より、令和5年第11回多摩市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、澤登早苗委員より交通事情により遅れる、との連絡が入っております。

本日の出席委員は12名であります。多摩市農業委員会会議規則第6条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立することを報告いたします。

それでは、会議規則第4条の規定により、これより、議事の進行は、会長をお願いいたします。

会長(萩原) これより会議を開きます、本日の議事日程は

日程第1 第21号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第2 第22号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第3 第23号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第4 第24号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について

日程第5 第25号報告 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてであります。

会長(萩原) 議事に入る前に、多摩市農業委員会 会議規則 第13条 第2項の規定により、議事録署名委員を2名、指名することになります。

指名は、議長によるものとし、本日の議事録署名委員は、13番 熊野 美幸委員、14番 青木幸子委員 を指名いたします。

よろしく申し上げます。

- 会長(萩原) それでは議事に入ります。  
日程第1 第21号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。  
事務局に朗読と説明を求めます。
- 書記(小形) 日程第1 第21号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(百草地区 1件)を、電子音声により朗読し、説明した。
- 会長(萩原) 事務局の説明が終わりました。  
本件に関して、質疑はございませんか？ 新倉委員。
- 委員(新倉) ちょっと教えてほしいのですが、権利を取得した年月日というのがありますが、通常相続の場合というのは、亡くなった後すぐに所有権が移転すると思われれます。この例ですと、相続が発生してから権利取得までの間に時間差があるように見て取れますが、この辺はいかがでしょうか？
- 農政係長(沖迫) 本件について、農地の相続が発生しまして、遺産分割協議がなされ、協議書に調印された日付が権利取得年月日となっております。
- 会長(萩原) 一般的に、亡くなってから10か月以内に相続税申告がなされるものであるから、期限内に遺産分割協議書が締結されて、締結されたその日付が権利取得年月日になっているということです。
- 委員(新倉) わかりました。
- 会長(萩原) この間の農地調査時にも確認しているところで、非常によく管理されている農地であるという印象です。ほかに質疑はありますか？
- 質疑なし**
- 会長(萩原) 質疑なしと認め、質疑を終了します。
- 会長(萩原) お諮りいたします。  
本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。
- 「異議なし」の表示あり**
- 「ご異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。
- 会長(萩原) 次に  
日程第2 第22号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを上程します。  
事務局に朗読と説明を求めます。
- 書記(小形) 日程第2 第22号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について(和田・百草地区 各1件)を、電子音声により朗読し、説明した。
- 会長(萩原) 事務局の説明が終わりました。  
本件に関して、質疑はございませんか？
- 質疑なし**
- 会長(萩原) 質疑なしと認め、質疑を終了します。
- 会長(萩原) お諮りいたします。  
本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。
- 「異議なし」の表示あり**
- 「ご異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

- 会長(萩原) 次に  
日程第3 第23号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを上程します。  
事務局に朗読と説明を求めます。
- 書記(小形) 日程第3 第23号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(和田地区 1件)を、電子音声により朗読し、説明した。
- 会長(萩原) 事務局の説明が終わりました。  
本件に関して、質疑はございませんか？
- 委員(伊藤) 以前は非常にきれいに耕作されていた畑でしたが、今は雑草が目立ち、大変残念です。
- 会長(萩原) 確かにきれいな畑でした。質疑はございませんか？  
**質疑なし**
- 会長(萩原) 質疑なしと認め、質疑を終了します。
- 会長(萩原) お諮りいたします。  
本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。  
**「異議なし」の表示あり**  
「ご異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。
- 会長(萩原) 次に  
日程第4 第24号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてを上程します。  
事務局に朗読と説明を求めます。
- 書記(小形) 日程第4 第24号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について(一ノ宮・関戸地区 各1件)を、電子音声により朗読し、説明した。
- 会長(萩原) 事務局の説明が終わりました。  
本件に関して、質疑はございませんか？
- 会長(萩原) 確認ですが、証明書交付は3年ごとで、終生証明書が必要であるということでしょうか？
- 農政係長(沖迫) おっしゃるとおりのご認識で間違いございません。
- 会長(萩原) 昨年調査時に、関戸の一部について雑草が確認されたものの、今回の調査時にはきれいになっていたところで、いずれも農地調査で問題のなかった農地です。質疑はございませんか？
- 委員(伊藤) 一ノ宮の土地についてですが、ほかにも対象となる農地があると思われませんが、いかがでしょうか？
- 事務局長(渡邊) 納税猶予を受けた、相続を受けた時期が違っている土地がございますので、今回の証明書に掲載されていない農地もあるということでございます。
- 委員(伊藤) わかりました。
- 会長(萩原) 本件に関して、ほかに質疑はございませんか？  
**質疑なし**
- 会長(萩原) 質疑なしと認め、質疑を終了します。
- 会長(萩原) お諮りいたします。

本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。

**「異議なし」の表示あり**

「ご異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

会長(萩原)

次に

日程第5 第25号報告 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてを上程します。

事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形)

日程第5 第25号報告 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について(百草地区 1件)を、電子音声により朗読し、説明した。

会長(萩原)

事務局の説明が終わりました。

本件に関して、質疑はございませんか？

**質疑なし**

会長(萩原)

質疑なしと認め、質疑を終了します。

会長(萩原)

事務局の説明が終わりました。

本件に関して、質疑はございませんか？

**質疑なし**

会長(萩原)

質疑なしと認め、質疑を終了します。

会長(萩原)

お諮りいたします。

本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。

**「異議なし」の表示あり**

「ご異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

会長(萩原)

以上をもって、本日の議事日程は、すべて終了しました。

よって、会議を閉じます。

**終了(午後2時30分)**